

○農林水産省告示第七百五十七号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第二十の規定に基づき、昭和五十七年五月二十日農林水産省告示第七百八十一号（カナダ産ランパート種のさくらんぼの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の全部を改正し、公布の日から施行する。

平成三十年七月三十一日

農林水産大臣 齋藤 健

植物防疫法施行規則別表二の付表第二十のカナダから発送されるさくらんぼの生果実に係る農林水産大臣が定める基準  
植物及び地域  
さくらんぼの生果実であつて、次のいずれかに該当するものであること。  
(一) カナダのうち、トラップを用いたコドリンガの有無に関する調査（以下「トラップ調査」という。）及び生果実に係るコドリンガの附着

薬量	果実温度
一 くん蒸施設の内 容積一立方メートル 当たり三十二グラム	二十二度以上
二 くん蒸施設の内 容積一立方メートル 当たり四十八グラム	十七度以上二十二度 未満

の有無に関する調査（以下「生果実調査」という。）を行い、トラップ調査の結果トラップ一個当たりのコドリンガの誘殺虫数が平均で一週間当たり十二頭を超えていないこと及び生果実調査の結果コドリンガの寄生がないことが確認されたさくらんぼの生果実の生産地として、カナダ植物防疫機関が指定した生産地で生産されたものであること。  
二 カナダのうち、濃密な病害虫防除が行われる場所として、カナダ植物防疫機関が指定した地域で生産され、消毒が行われたもの（ランパート種に限る。）であること。  
二 トラップ調査及び生果実調査の方法  
一の(一)のトラップ調査及び生果実調査は、それぞれ次の方法により行われていること。  
(一) トラップ調査  
ア カナダ植物防疫機関が行うこと。  
イ 生産地七ヘクタール当たり一個（小数点以下は切り上げとし、最低設置数を二個とする。）のトラップを設置し、一週間ごとの誘殺虫数を確認すること。  
(二) 生果実調査  
ア カナダ植物防疫機関が行うこと。  
イ 生産地又はこん包施設で行うこと。  
ウ 収穫前の成熟した生果実又は収穫した生果実で行うこと。  
三 消毒方法  
一の(二)の消毒は、次の方法により行われていること。  
(一) くん蒸施設において、臭化メチルを使用して二時間以上くん蒸すること。この場合における薬量及び果実温度は、次の表の一の項又は二の項に定めるところによる。

(二) (一)のくん蒸は、未包装のままで行うこととし、一回に処理する生果実の量は、容積比で施設の内容積の四十九パーセントを超えないこと。  
四 生産地における検査及び証明  
(一) カナダ植物防疫機関により検査され、かつ、その検査の結果、検疫有害動植物が付着していないことを認め、又は信する旨記載されているカナダ植物防疫機関が発行した植物検査証明書が添付してあるものであること。  
(二) (一)の植物検査証明書には、次のいずれかに掲げる事項が特記されていること。  
ア 一の(一)で指定された生産地で生産されたものであること、当該生産地におけるトラップ調査の結果トラップ一個当たりのコドリンガの誘殺虫数が平均で一週間当たり十二頭を超えていないこと及びコドリンガに侵されていないものであること。  
イ 一の(二)の消毒が行われ、コドリンガに侵されていないものであること。  
五 植物防疫官による確認  
次に掲げることが的確に実施されていることが植物防疫官により確認されること。  
(一) 四の(一)の検査  
(二) カナダ植物防疫機関による一の(一)の指定に係る確認又は一の(二)の消毒の確認  
六 こん包施設  
こん包施設は、カナダ植物防疫機関が検疫有害動植物について汚染防止措置が適切に講じられているものとして指定した施設であること。  
七 封印  
各こん包又は束ねたこん包には、カナダ植物防疫機関による封印がなされていること。  
八 表示  
各こん包又は束ねたこん包には、輸出植物検査が終了している旨及び仕向地が日本である旨の表示がなされていること。  
九 輸送方法  
船積貨物又は航空貨物として輸入されたものであること。